

2024年3月1日

北海道大学安全衛生本部 特定専門職員の募集について

北海道大学安全衛生本部では、下記のとおり契約職員（特定専門職員）を募集することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集人員 1名
2. 職 名 契約職員（特定専門職員）
3. 所 属 （雇入れ直後）北海道大学安全衛生本部
（変更の範囲）変更なし
4. 就業場所 札幌市北区北8条西5丁目 北海道大学事務局2号館3階
5. 職務内容 （雇入れ直後）
安全衛生本部（化学系）教員が担当する下記業務の補助
①化学物質管理システムの全学管理者業務（現在 IASO R7 運用中：
<https://iaso.info>）
②化学物質を中心とした安全衛生管理に関する各種データの調査、
収集、整理、解析等（実験室現場の確認やリスク調査を含む）
③その他、安全衛生本部に関わる業務全般（一般的な庶務のほか、
本人の適性に応じて安全衛生教育や職場巡視などの関連業務にも
携わっていただく場合があります）
（変更の範囲）変更なし
6. 資 格 高専・短大卒以上（化学に関連のある分野）
7. 必要な経験 (1) 実験室にて化学物質を取り扱った経験を有すること
（化学物質の安全衛生管理に関する経験があれば、尚望ましい）
(2) ワード、エクセル、パワーポイント等による資料作成等を円滑に
できること（アクセスの操作やDB運用管理経験があれば、尚望ま
しい）
(3) 安全衛生本部教員の指導のもと、業務に責任を持って取り組める
こと（安全衛生管理全般について幅広く学ぶ姿勢があると、尚望ま
しい）
8. 労働契約期間 2024年4月1日以降（要相談）～2025年3月31日
9. 試用期間 あり（1か月）
10. 更新の有無 勤務成績等を勘案し、次年度以降も契約期間を更新する場合がある。

ただし、1年度ごとの更新とし、当初の採用日から5年を超えて更新することはない。

11. 給 与 国立大学法人北海道大学年俸制の適用に関する内規による
- (1) 月額 380,000円
 - (2) 諸手当：通勤手当、超過勤務手当（支給要件に該当する場合）
12. 勤務態様
- (1) 勤務日 月～金曜日
 - (2) 勤務時間 8時30分～17時00分
 - (3) 休憩時間 12時15分～13時00分
 - (4) 所定時間外労働 有
 - (5) 休 日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、12月29日～1月3日、その他大学が指定した日
 - (6) 休 暇 年次有給休暇、特別休暇（有給）
13. 健康保険等 文部科学省共済組合、厚生年金に加入、労災保険・雇用保険を適用
14. 募集者の名称 国立大学法人北海道大学
15. 受動喫煙防止措置の状況 特定屋外喫煙場所を除き、敷地内禁煙
16. 応募方法
- (1) 履歴書（市販のもので可、写真貼付、学歴は高校卒業から記入、職歴は空白期間も含めてそれぞれ何年何ヶ月か判るように記入）
※なお、2013年4月1日以降、本学に在職経験（非常勤講師・TA・TF・RA・短期支援員等を含むすべての職種）のある方は、当該履歴をもれなく記載すること。
 - (2) 化学物質や安全衛生管理に関わる資格・免許等を有する場合は、その写し
 - (3) 応募の動機、採用後の抱負（様式任意。上記「7. 必要な経験」に関する内容を含めて記載すること）
 - (4) 職歴がある方は、職務経歴説明書（様式任意）

（資格・免許等による選任を受けた期間があればそれも記入）
17. 選考方法 書類選考のうえ、面接と簡単な技能確認テストを実施
※書類到着後2週間以内をめぐりに面接対象者のみご連絡します。
※面接の際の交通費等は各自で負担願います。
18. 募集期間 2024年3月1日（金）～（適任者が次第、募集終了）
19. 提出先 応募書類を下記担当まで郵送（簡易書留）すること
〒060-0808 札幌市北区北8条西5丁目
北海道大学総務企画部総務課安全衛生室 安全衛生担当 宛
※封筒に「安全衛生本部特定専門職員応募書類在中」と朱書すること
20. 問合せ先 北海道大学総務企画部総務課安全衛生室（担当：能田）
Tel：011-706-4876

※職務内容に関する疑問などもお問い合わせください。

21. その他

応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

応募書類により取得する個人情報については、採用者の選考及び採用後の人事・給与・福利関係に必要な手続き、若しくは統計調査を行う目的で利用するものであり、この目的以外で利用または提供することはありません。

なお、採用に至らなかった方の応募書類は、当該採用選考業務終了後、適切な方法にて廃棄いたします。

面接試験の際の交通費や赴任費等は自己負担になります。

【参考】 北海道大学安全衛生本部について

設置の目的

安全衛生本部は、国立大学法人北海道大学において、国立大学法人北海道大学安全衛生管理規程に定める安全衛生及び学術研究に係る安全を推進するため、全学的な視点に立って本学の安全衛生に関する業務に対し指導及び監督を行うとともに、職員及び学生その他の安全の確保及び健康の保持増進を図るために必要な施策の企画及び立案を行い、並びに実施することを目的として設置している。

安全衛生本部の業務

安全衛生本部は、上記の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うこととしている。

- (1) 本学における安全衛生に関する業務の総括に関すること。
- (2) 安全衛生の管理活動に係る全学的な施策、方針等の企画及び立案並びに実施に関すること。
- (3) 本学の事業場及び教育研究組織等における安全衛生に関する業務の実施状況及び課題の把握、指導及び助言並びに連絡調整に関すること。
- (4) 学術研究に係る安全管理の実施状況及び課題の把握並びに連携に関すること。
- (5) 放射性同位元素等の安全管理に関すること。
- (6) 化学物質等の安全管理に関すること。
- (7) 実験動物・遺伝子組換え・病原体実験に係る安全管理に関すること。
- (8) その他本学の安全衛生に関する重要事項に関すること。